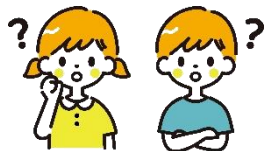


健診や園の先生に勧められた…

先天的な障害があり支援して欲しいな…



など、利用を考えている方はまずお電話ください。
お電話にて、手続きの流れについて説明させていただきます。

お電話はこちら ▶ ☎ 0254-62-7200

1. はるの見学

事前にお電話にて見学日の予約をしてください。
見学し、実際に利用するかを検討していただきます。

見学の際、契約書類をお渡しします。
利用となる場合は契約書類をご自宅で記入し、
来所希望日をまたお電話にて教えてください。

2. 聞き取り調査

決まった日に、はるへお越しください。
契約書類の確認を行います。
また、市町村の方の聞き取り調査も行います。

3. 受給者証発行

ご自宅とはるに市町村から受給者証が届きます。
ご自宅に届いた受給者証を、はるにご持参ください。

4. 利用開始

受給者証が発行され、利用開始となります。
利用予約は WEB で毎月1日～20日の間にしてい
たいただきます。



予約締切日が20日のため、それまでに契約した場合、次月から利用可能です。
21日以降になった場合は翌々月からの利用になります。
※ただし受給者証の発行が遅れる場合、開始月は遅くなります。

例：1月10日に契約した場合⇒2月から利用可能
1月22日に契約した場合⇒3月から利用可能